

政治活動用事務所に掲示する立札・看板等について

公職の候補者等の氏名や氏名が類推されるような事項を表示した政治活動用文書図画及び後援団体の名称を表示した政治活動用文書図画のうち、政治活動のために使用する事務所に掲示する立札・看板の類については、次の要件をすべて満たすもの以外は一切掲示することができません。

なお、「公職の候補者等」とは、公職の候補者のほか、候補者になろうとする者や現に公職にある者をいいます。

1 場所

「事務所ごとに、その場所において掲示する」こととされているので、事務所ではない場所、たとえば畑の中や空地などに掲示することはできません。

また、名目上は事務所であっても、事務所の実態のないところに掲示することもできません。

2 枚数

候補者等一人につき、又は同一の候補者等の後援団体のすべてを通じて、次に掲げる制限枚数の範囲内です。ただし、一事務所当たり2枚以内です。

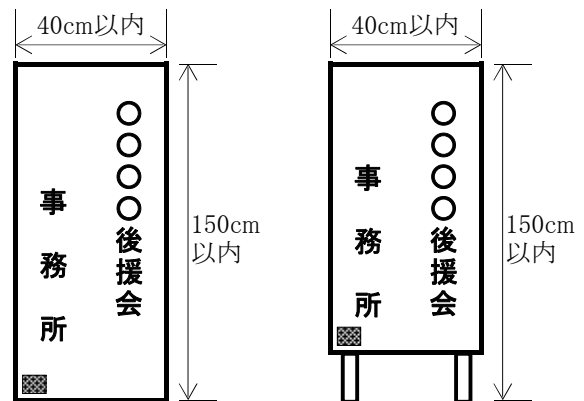
両面使用の場合は、2枚として計算されます。

公職の種類	候補者等	後援団体
市長	6 枚	6 枚
市議会議員	6 枚	6 枚

3 大きさ

150cm×40cm以内です。

立札・看板等に足がついている場合は、その足の部分も含まれます。



4 表示

選挙管理委員会に申請して証票の交付を受け、立札・看板等に貼付しなければなりません。

5 その他

証票の紛失・破損や申請内容の変更、立札・看板等の廃止があった場合は、速やかに選挙管理委員会に届け出てください。